

第6期美唄市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第6期美唄市総合計画後期基本計画を策定することを目的として第6期美唄市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第6期美唄市総合計画後期基本計画の策定に関することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 市長は、委員長となり、会務を総理する。

3 委員は、副市長、教育長及び別表第1に掲げる者をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、副市長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(関係職員の出席)

第5条 委員長は、関係職員を会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(検討委員会)

第6条 委員会に別表第2に掲げる者で構成する検討委員会を置く。

2 検討委員会は、後期基本計画の策定作業を行う。

3 検討委員会の会議は、事務局が招集する。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の事務局を総務部企画課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第3条関係)

総務部長	経済部長
総務部理事(総合政策担当)	経済部理事(産業連携担当)
市民部長	都市整備部長
保健福祉部長	市立美唄病院事務局長
保健福祉部恵風園長兼恵祥園長	消防長
保健福祉部理事(地域医療担当)	教育部長

別表第2(第6条関係)

総務課長	都市計画課長
企画課長	都市整備課長
財政課長	建築住宅課長
契約管財課長	水道課長
危機管理対策室長	下水道課長
市民課長	市立美唄病院事務局次長
生活環境課長	市立美唄病院事務局参事(医療連携担当)
市民部参事(環境政策担当)	消防本部次長
税務課長	予防課長
地域福祉課長	消防署長
こども未来課長	救急課長
高齢福祉課長	会計課長
健康推進課長	農業委員会事務局長
恵風園兼恵祥園管理課長	選挙管理委員会事務局長
保健福祉部参事(地域医療担当)	監査事務局長
商工観光課長	学務課長
産業振興課長	指導室長
経済部参事(第三セクター担当)	生涯学習課長
農政課長	図書館長
農地整備課長	

美唄未来会議設置要綱

(設置)

第1条 第6期美唄市総合計画後期基本計画の策定に際し、市民参加によるまちづくりを推進するため、美唄未来会議(以下「会議」という。)を設置する。

(会議の職務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討し、市長に提言するものとする。

- (1) 第6期美唄市総合計画後期基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に関し必要な事項

(委員)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 市長が学識経験者等から委嘱する者
- (2) 美唄市の公募に応募し、市長が委嘱する者

2 委員の任期は、前条に規定する職務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が行う。

(関係職員の出席の要請)

第6条 委員長は、市長に対し関係職員を会議に出席させ、必要な説明を求め、又は意見を述べるよう要請することができる。

(情報の提供)

第7条 市長は、委員に対し第2条に規定する職務を遂行するために必要な情報を提供するものとする。

(部会)

第8条 会議に分野ごとの課題についての協議をするため部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、総務部企画課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

◆第6期美唄市総合計画 後期基本計画 策定スケジュール

平成26年度

平成27年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																								
作業対象	基本方針						まちづくり評価						基本計画																																			
前期基本計画の検証・進捗管理	事後評価・施策評価・まちづくり評価など						事後評価・施策評価など																																									
後期基本計画の策定	市民アンケート 1,800件						子どもの意見調査						子どもの意見調査						子どもの意見調査																													
庁内策定委員会 (部長職)	10/15 第1回策定委員会 ①要綱の確認 ②スケジュールの確認 ③審議会の開催状況 ④未来会議の開催予定 ⑤庁内検討委員会の設置 ⑥施設評価の説明						3月下旬 第2回策定委員会 ・基本計画骨格案協議など						子どもの意見調査 市民アンケート 1,800件						・後期基本計画素案策定 (素案を決定し、経営会議を経て、総合計画審議会へ諮問する。)																													
庁内検討委員会 (課長職)	10/17 第1回検討委員会 ①設置目的の確認 ②スケジュールの確認 ③審議会の開催状況 ④未来会議の開催予定 ⑤策定委員会の設置						3月下旬 第2回検討委員会 ・基本計画骨格案協議など						・後期基本計画素案検討 (未来会議からの提言により、後期基本計画を協議する)						議員協議会 パブ・コメ 基本計画案決 経営会議 議会説明																													
経営会議・課長会議で全体スケジュールを説明																																																
印刷・製本																																																
広報、HP																																																
人口動向調査→市民課窓口で転出入者を対象にアンケートを実施																																																
各種広聴活動 (まちづくり地区懇談会、市長との対話の日、市長への提言など)																																																
総合計画審議会	第1回 7/16 審議会の開催 (基本方針・策定スケジュール)						第2回 10月下旬 第3回 11月下旬 第4回 1月中旬 第5・6回 中旬～下旬						H27予算事業説明、未来会議中間報告						7月下旬 経営会議 毎週2回程度開催 基本計画(素案)諮問、部会ごと分野別に、内容審議																													
	H23～H25施策評価、まちづくり評価の確認 (前期基本計画の27の施策を部会に分かれ、5回程度で確認いただき質疑を行います。)																																															
美唄未来会議	委員公募 (市民、職員) 7名 1名						委員推薦 (団体、職員) 23名 26名						第1回 10月下旬 H25施策評価説明まちづくり評価						第2回 11月下旬 まちづくり評価						第3回 12月下旬 部会ごとの協議						第4回 1月中旬 部会ごとの協議						第5回 2月中旬 部会ごとの協議						第6回 3月下旬 全体会議 (中間報告)					
	部会ごとの協議						部会ごとの協議						全体会議 (最終報告)						後期基本計画提言書提出						全体会議 (2回) 答申内容確認 計画答申						説明																	
	説明																																															